

特措法第45条第2項による休業要請及び施設名公表

期間:4月28日(火)~5月6日(水)

特措法施行令第11条に規定する施設について、要請を受けているにもかかわらず、正当な理由なく要請に応じない場合は、**同法第45条第2項による個別の要請・指示を行います。**

同法に基づき要請・指示を行った場合は、**その施設名称等について、公表を行います。**



4月28日 9店舗に対して要請及び公表

商店街・スーパー等における感染拡大防止に向けた協力の要請

期間:4月28日(火)~5月6日(水)

人が集まるリスクに対して、以下のとおり感染拡大防止のための協力をお願いします。

商店街・スーパーマーケット等施設事業者のみなさまへ

- スーパーマーケット等で人が密集する場合の入場制限や、一方通行等の誘導
- 入店時・会計時には行列位置の指定を行う
- 扉や共用部の定期的な消毒や、入店前後における手指衛生の徹底
- 対面時のパーティションの設置

利用者みなさまへ

- 買い物に出かける人数を最小限に絞り、混雑時をさける

公園等における感染拡大防止に向けた協力の要請

期間: 4月28日(火)～5月6日(水)

人が集まるリスクに対して、以下のとおり感染拡大防止のための協力をお願いします。

公園管理者、利用者みなさまへ

- 少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとる
- 地域での話し合いなどにより、使い方の工夫や、感染対策について利用者へ呼びかける

新型コロナウイルス感染症対応資金

国の緊急経済対策で示された「民間金融機関での無利子・無担保融資」を実現するため、県制度融資に新たな資金を創設します

新資金のポイント

- ① 過去最大 2,000億円の融資枠
- ② 最長7年間の利子補給

新型コロナウイルス感染症による企業倒産を出さない！

国の3年に県が4年間分を上積みで補給

全国初の支援

新資金の概要

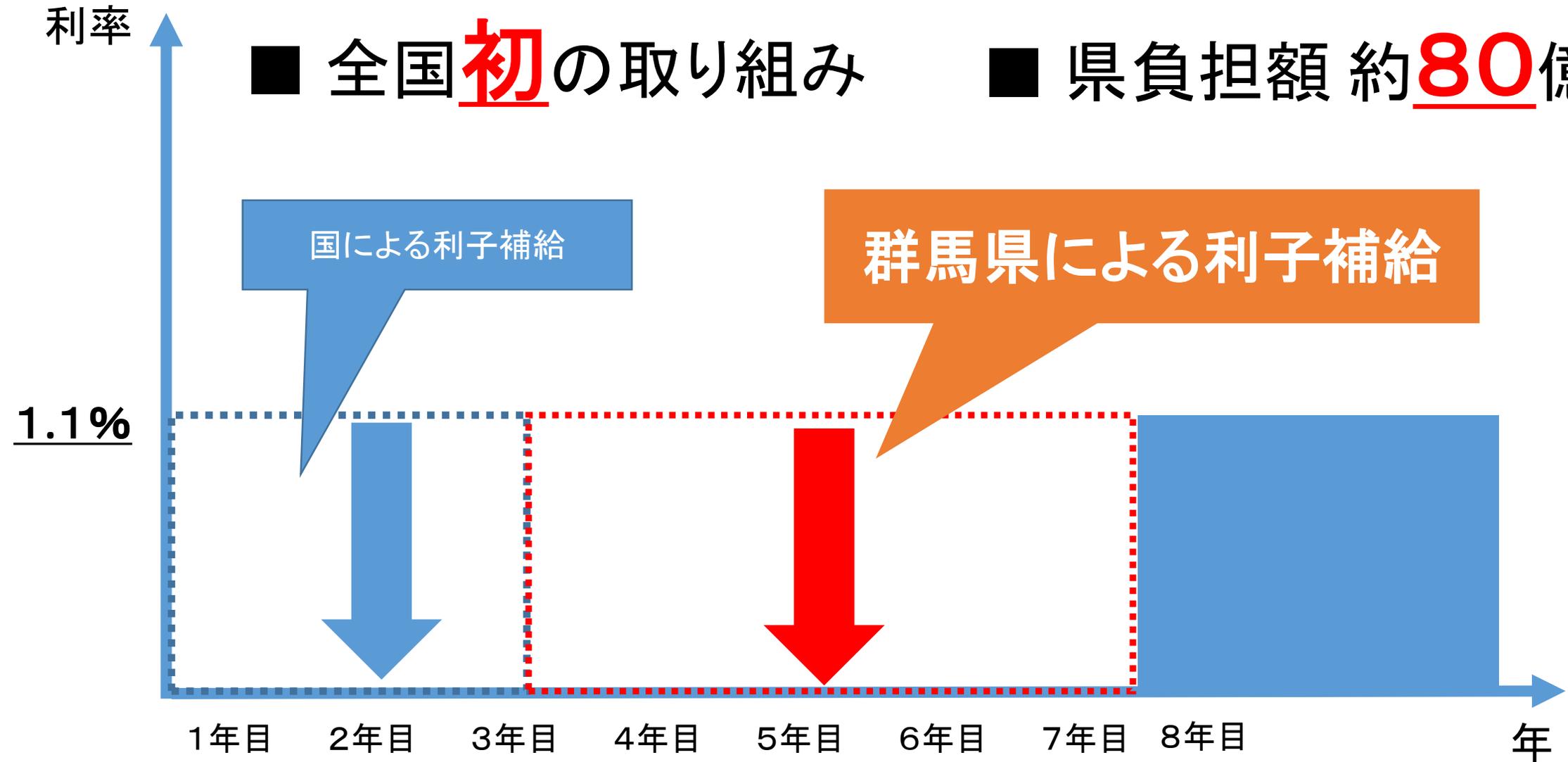
- 融資限度額: 3,000万円
- 対象資金: 経営安定に必要な事業資金(運転資金・設備資金)
- 融資利率: 年1.1%以内
- 融資期間: 10年以内(うち据置期間5年以内)
- 取扱開始: 令和2年5月1日(金)

想定される
県負担額
約80億円

新型コロナウイルス感染症対応資金

■ 全国**初**の取り組み

■ 県負担額 約**80**億円



新型コロナウイルス感染症対応資金

想定される利用例①

<ケース1> 従業員5名の飲食店

- ・売上が大幅に減少
- ・テナント料や従業員給与の支払いなど、当面の運転資金の備えとして借り入れ
⇒ 融資額500万円（運転資金）
融資期間6年で当初の返済負担を軽減、事業の立て直しを図れる

<ケース2> 従業員10名の宿泊業

- ・新型コロナウイルスの影響で売上のほとんどが消滅
- ・人件費やリース料等、6か月分の運転資金を借り入れ
⇒ 融資額1,800万円（運転資金）
融資期間7年の全期間が無利子となり、大幅な負担軽減につながる

新型コロナウイルス感染症対応資金

想定される利用例②

<ケース3> 従業員40名の製造業

- ・前期15%の減産
- ・資金計画に大きな修正が生じ、融資上限額で融資を受ける

⇒ 融資額3,000万円（運転資金）

融資期間10年で長期借入金を借り換え、無利子融資を活用して事業の立て直しが図れる

<ケース4> 従業員30名の製造業

- ・受注が大きく減少
- ・最新の加工用設備を全額借入で導入

⇒ 融資額2,300万円（設備資金）

融資期間8年で新規の事業開拓が図れる

全国トップクラスの支援により、中小・小規模事業者の資金繰りに万全を期す